

障在第 1 5 2 5 号
平成 15 年 8 月 1 日

指定事業者（施設）代表者 様

大阪府健康福祉部障害保健福祉室長

支援費制度における利用者(障害者)の意思を尊重した
契約手続きやサービスの実行等について(通知)

《中略》

- (1) 支援費制度においては、利用者が自らの意思でサービスを選択し、事業者と対等な立場で、契約によりサービスを利用する仕組みとなっています。利用者の自己決定を尊重したサービス提供を実現するためには、利用者本人が契約当事者になり、利用者の主体的な意思に基づいた契約が締結されなければなりません。

そのためには、利用者本人の意思の尊重と確認が重要であり、重要事項説明書や契約書の内容を説明する際には、あらかじめ利用者が望むコミュニケーション手段を聞きとり、その準備を整えた上で対応してください。

視覚障害者の場合は、点字版、拡大文字版、テープ版の資料をあらかじめ用意の上、説明を行い、重要事項説明書及び契約書(契約書別紙も含む)の写しの点字版、拡大文字版、テープ版など利用者が希望するものを交付してください。

聴覚障害者の場合は、重要事項の説明や契約締結時には、手話通訳者を準備して説明を行ってください。

知的障害者の場合は、利用申込者が理解しやすいよう平易な表現を心がけ、ひらがなやルビ、絵文字を使用したパンフレットやビデオをあらかじめ用意の上、説明を行い、ひらがなやルビを使用した重要事項説明書や契約書(契約書別紙も含む)を交付してください。

《以下省略》